

熊本県公契約条例推進委員会 概要

1 日時 令和6年(2024年)1月31日(水) 午後3時から

2 場所 熊本県庁 本館5階 審議会室

3 出席者

【委員】 渡辺委員長、井寺委員、坂口委員、土井委員、友田委員

【県】 野尾会計管理者

(管理調達課) 嘉永課長、市村課長補佐、野村主幹、大石参事

(労働雇用創生課) 時田課長、奥村主幹

(監理課) 森山課長、立山課長補佐

(土木技術管理課) 山内課長、榎田主幹

4 主な御意見

「熊本県の契約に関する取組方針」に係る取組状況について意見聴取

議長：渡辺委員長

- 条例の基本理念は、条例ができたことにより実現されるということではなく、他の制度を基盤に成り立っているため、他の制度・取組との連携が非常に大事であると感じた。重点取組としてしっかり取り組んでいかれるということは、大変よいことである。(井寺委員)
- 公契約とは直接関係はないが、指定管理者制度の在り方や制度が、時代にそぐわない面があるのではないかという印象を受けている。指定管理者制度は、協定の期間が5年、3年等で区切られているため、そこで働いている方は、期間終了後はどうなるのだろうか、ここで働き続けられるのだろうかという不安に晒されているのが現状である。基本理念3に「誰もが働き続けられる労働環境の整備」という基本理念がある一方で、指定管理者制度では、不安感を抱きながら働いている方もいるということをお認めいただければと思う。(坂口委員)
- 取組の評価について、指標化できる部分とそうでない部分があると思うが、何を持ってできたのか、何が足りないのかという部分(指標)を今後検討していく必要があるのではないか。まずは、△(資料3:着手しているが更に検討を進める取組)の項目を■(資料3:既に実施している取組)にできるよう取り組む、■は更に深めていくというようなことが肝要であると思う。1年経過後に議論するのか、3年程度経過後に議論するのかという時期(取組の目標期間)についても検討が必要ではないか。(友田委員)
- 例えば災害の際に、その地域に重機を持った建設業者がいないと、寸断された道路の復旧が困難な状況になり得る。基本理念4にある「持続可能な社会の実現に資する」という

観点からみると、地域に根付いた建設業者で、重機の操作もでき、バックホーがあるような会社を、各地域に1件ずつでも残す必要があると考える。そのようなことを土木部で検討していただきたい。(土井委員)

- 基本理念3-1-1の「ブライト企業の認定を受けるなど、働き方改革や雇用環境の整備等を推進する事業者の取組を評価する」ことについて、「えるぼし認定」は、女性の社会進出ということで、今の時流にも乗っている認定であるため、積極的に評価に取り入れた方がよいのではないかと。(坂口委員)
- まずは、公契約という言葉を知っていただき、どのような理念に基づいて行うものなのか等を知っていただくことは、とても大事であると思う。(渡辺委員)